

### 3.古墳とヤマト政権 g.ヤマト政権と政治制度(2) (p22~23)

②社会…[1 私地私民 ]の原則=豪族(中央・地方)が[2 土地 ]と[3 人民 ]を私的に領有する。



ヤマト政権…このような豪族を支配下においた連合政権の性格をもつ。

[4 氏姓 ]制度…大和政権が支配した豪族を編成した仕組、豪族は一族の名([5 氏 ])をもち、朝廷から家柄を示す[6 姓 ]を与えられた。

[7 臣 ]→[8蘇我 ]、葛城、平群など大和地方のかつての[9 有力豪族 ]出身  
[10 連 ]→[11物部 ]、[12大伴 ]など大王家の家臣、一定の職能をもつ[13 伴造 ]の豪族  
君→筑紫・毛野など、有力な地方豪族  
直→地方の一般豪族

有力な豪族からでた[14 大臣 ]・[15 大連 ]が中央政治の実権を握る

手工業や軍事・祭司など職務を分担する豪族=[16 伴造 ]  
→[17 手工業生産 ]や[18 軍事・祭祀 ]など職業集団(伴・品部)を掌握

③ヤマト政権や豪族のもとで生産に従事する私有民の総称=[19 部民 ]  
・ヤマト政権に属するもの=[20 品部 ]、大王家の私有民=[21 名代・子代の部 ]

・豪族の私有民=[22 部曲 ]  
→さらに身分の低い[23 奴 ](奴婢)を置く

④大和政権の直轄地=[24 屯倉 ]→田部(部民)が耕作

豪族の私有地=[25 田荘 ]→部曲が耕作

⑤地方豪族…[26 国造 ]や[27 県主 ]の地位を与え、従来の土地の支配を認める  
→直轄地(屯倉)・直轄民(子代名代の部)の管理をさせる。

→子女を[28 舍人 ]や[29 采女 ]として大王家に出仕させる

<憲法十七条>  
一に曰く、[30 和をもって貴しとなす ]、忤さかふること無きを宗とせよ。  
二に曰く、篤まことく三宝(\*[31 仏教 ])を敬へ。  
三に曰く、詔みことり([32 天皇の命令 ])を承りては必ず謹め。君をば則ち天とす、臣をば則ち地とす。  
十二に曰く、国司・国造、百姓に斂おさめとることなかれ。国に二の君なく、民に両くの主なし。率土の兆おほみたら民、王を以て主とす。  
(『日本書紀』、原漢文)

### 第2章 律令国家の形成 1. 飛鳥の朝廷 a.推古朝の政治(p29~31)

①6世紀…朝鮮半島での[33新羅 ]と[34 百濟 ]の発展

新羅→562年[35 加羅 ]地方中央部を支配下におさめる=大和政権の影響力低下



大和政権は[36 百濟 ]と結び、[37 新羅 ]との対立がすすむ  
6世紀初、[38 新羅 ]と結ぶ[39 筑紫君磐井 ]の反乱発生

②大和政権の動揺

1)大王家の対立…[40 継体 ]天皇即位=かれは本当に天皇家の一族か?  
継体、欽明朝の内乱?

2)豪族間の対立

6世紀初 大連の[41 大伴 ]氏が有力=朝鮮政策で失脚

6世紀中期 大連の[42 物部 ]氏と大臣の[43 蘇我 ]氏が対立=[44 仏教 ]政策など  
財政権を握る、渡来人を掌握

3)6世紀末[45 蘇我馬子 ]が[46 物部守屋 ]を滅ぼし、政権を独占→[47 崇峻 ]天皇暗殺(592)

③592年[48 推古 ]天皇が即位、[49 厩戸王 ](聖徳太子)が摂政となる。大臣[50 蘇我馬子 ]

政治の基調…51 蘇我氏と協調し、天皇の地位を高め、中央集権の国家体制をめざす

1)[52 冠位十二階 ]の制→[53 個人 ]の才能と功績により位階を与える  
=[54 氏姓 ](家柄)にかわる新しい豪族秩序をめざす

2)[55 憲法十七条 ]の制定=豪族に対し[56 国家の官僚 ]としての自覚を促す  
[57 仏教 ]への尊敬、[58 儒教 ]など中国の思想をとり入れる

3)607[59 遣隋使 ]派遣、正使[60 小野妹子 ]

大業三年(\*[61 607 ]年)、其の王多利思比孤(\*[62 天皇 ]の呼び名?)、使を遣して朝貢す。  
…其の国書に曰く、「[63 日、出づる ]処の天子、書を[64 日、没する ]処の天子に致す。恙無つづがきや、云云」と。帝、之を覽て悦ばず、鴻臚卿に謂ひて曰く、「蛮夷の書、無礼なる有らば、復た以て聞する勿れ」と。  
([65 隋書倭国伝 ])

隋との[ 対等 ]な外交をめざす→[ 朝鮮 ]政策での優位獲得をめざす  
→隋が[66 高句麗 ]との戦いで苦戦していることを利用

留学生の派遣([67 高向玄理 ] [68 南淵請安 ] [69 僧旻 ])→中国の制度や文化を伝える

4)[70 仏教 ]保護政策…[71 飛鳥 ]寺(蘇我氏)[72 法隆寺 ](厩戸王)など建立  
→[73 飛鳥 ]文化